

JANIC 後援・協力・共催依頼について

2011.12.15

1 定義

後援：事業の趣旨に賛同し、その開催を援助(資金援助は除く)。チラシ・ポスター・パンフレット等への名義使用の承認に限る。

協力：事業の趣旨に賛同し、その開催の実行に協力(資金援助は除く)。チラシ・ポスター・パンフレット等への名義使用の承認を行うもの。広報協力などの協力も伴うなど、後援に比べて JANIC の関与度合いが大きい場合に使用。

共催：事業の企画、運営に参画し、主催者と共同して事業を執行すること。

2 対象団体

正会員・協力会員

公共機関・国際関係機関・国際協力団体・国際交流団体、学校

3 対象事業

対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業

- (1) 事業の趣旨が、国際交流・国際協力・国際理解等の推進に寄与する
- (2) JANIC の事業に合致していること
- (3) 参加者・応募者が広く一般を対象にしている
- (4) 主催者の存在が明確で連絡をとれること
- (5) 事業の資金計画が明確に示されていること

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 参加者から参加費等を徴収する場合、その金額が著しく妥当性を欠く事業
- (5) 専ら会員募集を目的とした事業
- (6) その他、JANIC が後援を行うことを不適當と認めた事業

4 後援の取り消し

後援の承認後に、後援を行うことが不適當と認められる事態が発生したときは、後援の承認を取り消すことがある。